



2025 年 9 月 26 日

各 位

会 社 名 丸藤シートパイル株式会社
代表者名 代表取締役社長 羽生 成夫
(コード番号 8046 東証スタンダード)
問合せ先 取締役総務人事部担当執行役員 矢部 隆光
(TEL03-3639-7641 代表)

従業員に対する譲渡制限付株式制度の導入及び自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社従業員に対して譲渡制限付株式を付与する制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決定し、下記のとおり、当社従業員を割当予定先として譲渡制限付株式としての自己株式処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026 年 3 月 2 日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 40,800 株
(3) 処分価額	1 株につき 3,760 円
(4) 処分価額の総額	153,408,000 円
(5) 割当予定先	当社従業員 408 名 40,800 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、中長期ビジョン（2030Vision）として「コア事業の基盤強化と次の 100 年の創造」を掲げ、その重点項目として「多様な強い人材『個』が活躍できる企業」を目指しております。本制度は優秀な人材の確保と従業員のエンゲージメント向上を図るための「人的資本投資」の一環として導入するものです。当社従業員（以下、「割当対象者」といいます。）が当社株式を所有することにより、株主や投資家の皆様と同じ視点で考える経営参画意識を醸成し、2026 年 3 月に迎える創業 100 年から次の 100 年に向けた持続的な企業価値向上への取り組みに繋がることを期待しております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、割当対象者 408 名に対し金銭債権合計 153,408,000 円（以下、「本金銭債権」といいます。）を支給すること及び本制度に基づき、割当予定先である割当対象者 408 名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式 40,800 株（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。なお、本割当株式は、引き受けを希望する割当対象者に対してのみ割り当てるものであり、当該割当対象者に対して現物出資するための本金銭債権が当社から支給されるため、本制度の導入によって当社従業員の賃金が減額されることはありません。

＜株式割当契約の概要＞

当社は、割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

2026年3月2日から2031年3月1日まで

割当対象者は、上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が本譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の従業員の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、割当対象者が保有する本割当株式の全部について譲渡制限を解除いたします。但し、割当対象者が、当社又は当社子会社の従業員の地位を正当な理由（死亡による退職を含む。）により退職した場合には、当該退職した時点において保有する本割当株式の全部について、当該従業員の退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、割当対象者（但し、割当対象者が死亡により退職した場合は割当対象者の相続人）が保有する本割当株式の全部について譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日（2025年9月25日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である3,760円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上